

市役所内で行われた会議について、その内容を概略でお知らせします。詳しくはホームページまで。

## 市政の動き (3月16日～4月15日)

会議名など	内容
3月16日(金) 長浜市環境審議会小委員会・環境基本計画策定委員会 担当課：環境保全課(☎65-6513)	環境基本計画策定委員会の委員長を選出しました。また、第2次長浜市環境基本計画策定に向けたアンケート調査結果、基礎調査報告、計画骨子案について事務局から説明を受け、質疑応答および意見交換を行いました。
3月16日(金) 第12回観音文化ネットワーク会議 担当課：総合政策課(☎65-6505)	地域おこし協力隊メンバーから観音の里長浜プロジェクトの発表を受けました。また、長浜市歴史文化基本構想(骨格方針)について事務局から説明を受け、観音文化の今後の保存伝承について意見交換を行いました。
3月22日(木) 長浜市環境審議会 担当課：環境保全課(☎65-6513)	第2次長浜市環境基本計画策定に向けたアンケート調査結果、基礎調査報告、計画骨子案について事務局から説明を受け、質疑応答および意見交換を行いました。
3月27日(火) 第3回長浜市公共施設マネジメント推進委員会 担当課：行政経営改革課(☎65-6702)	平成29年度の長浜市公共施設等総合管理計画の進捗管理およびこれからの公共施設マネジメント推進体制について事務局から説明を受け、質疑応答および意見交換を行いました。
3月27日(火) 第3回長浜市子ども・子育て支援推進協議会 担当課：子育て支援課(☎65-6514)	長浜市の子育て支援について事務局から説明を受け、質疑応答を行いました。
3月28日(水) 長浜市国民健康保険運営協議会 担当課：保険医療課(☎65-6512)	平成30年度国民健康保険料率(案)、特別会計歳入歳出予算(案)、事業計画(案)について事務局から説明を受け、質疑応答の後、承認しました。

## 青年使節団員を募集します

☎市民活躍課(☎65-8711)

姉妹都市のドイツ・アウグスブルク市へ派遣する「長浜市青年使節団」の団員を募集します。滞在中はホームステイを行うなど、交流を通じて国際交流・異文化理解を深めます。

【派遣期間】 9月8日(土)～18日(火)

【応募資格】 4月1日現在、満18歳以上30歳未満の市内在住者で、健康で協調性があり、団体行動ができる人。また、必要最低限のコミュニケーション能力(英語またはドイツ語がある人)。

【定員】 8人(申込多数の場合は抽選)

【応募締切】 5月31日(木)必着

【参加費】 一人あたり約26万6千円(うち、市より10万円を上限に支給します。参加費は変動する場合があります)

【応募方法】 申込用紙に必要事項を記入し、郵送、メールまたは直接担当課までお申し込みください。申込用紙は担当課にあります。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。

※未成年者の参加は、保護者の同意が必要です。詳しくは市ホームページをご覧ください。

問合せ・応募先

〒526-8501 八幡東町632  
市民活躍課(本庁舎3階)  
☎65-8711  
✉katsuyaku@city.nagahama.lg.jp

## 5月の長浜市民献血デーにご協力ください

☎健康推進課(☎65-7779)

### 5月12日(土) 西友長浜楽市店

【受付時間】 10時～11時45分 13時～15時30分 ※400ml献血をお願いします。

※詳しくは、滋賀県赤十字血液センターホームページをご覧ください。  
(https://www.bs.jrc.or.jp/kk/shiga/)

## 無料で木造住宅の耐震診断が受けられます

☎開発建築指導課(☎65-6543)

耐震診断員を派遣し、木造住宅の耐震診断を無料でを行います。希望者には、耐震改修に係る概算費用も算出します。

### 【対象住宅】

- ① 次のすべての要件を満たす市内の住宅
- ② 昭和56年5月31日以前に着工し、完成しているもの
- ③ 延べ面積の半分以上が住宅用になっているもの
- ④ 階数が2階以下かつ延べ面積300㎡以下のもの
- ⑤ 木造軸組工法のもの(枠組壁工法、丸太組工法等でないもの)

### 【対象者】

対象となる住宅を所有する人  
県に登録している耐震診断員が、主に目視で診断します。

耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満の場合には、耐震改修の概算費用の算出を行います。(希望者のみ)

### 【予定棟数】

20棟程度(先着順)

### 【申込期間】

6月1日(金)～7月31日(火)

### 【申込方法】

所定の申込用紙に必要事項を記入し、次の書類を添えて直接または郵送で下記までお申し込みください。

(添付書類)  
○ 付近見取図  
○ 建築物の建築時期・延べ面積のわかる書類(確認通知書・固定資産税課税明細書等・建物の登記簿のいずれかの写し)

※申込用紙は担当課にあります。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。

市内では、柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯を筆頭に、各活断層による地震被害が危惧されています。建築基準法の耐震基準が改正された昭和56年5月31日以前(旧基準)に着工された建築物は、現行の耐震基準を満たさないおそれがあります。過去の地震被害調査の結果から、旧基準の木造住宅の倒壊率は、現行の基準の木造住宅より高いことから、ご自宅の木造住宅の耐震性能を知り必要な備えをすることが重要となります。

### 提出先

開発建築指導課(本庁舎2階)  
〒526-8501  
八幡東町632

## 木造住宅の耐震改修等工事に補助します

☎開発建築指導課(☎65-6543)

耐震診断の結果、倒壊の可能性が高いとされた木造住宅の耐震改修工事に対し、その費用を一部補助します。

また、耐震工事と併せて行う地震避難時の一助となるバリアフリー改修工事費も補助の対象となります。

### 【対象住宅】

- ① 次のすべての要件を満たす市内の住宅
- ② 耐震診断の結果、総合評点が0.7未満とされたもの
- ③ 市が行う「無料耐震診断」(上記参照)の対象となるもの

### 【対象者】

- ① 対象となる住宅を所有し、次の要件を満たす人
- ② 市税等の滞納がない人
- ③ 対象工事について、国・県・市の他の制度による補助を受けていない人

※補助を受けるには、滋賀県講習会修了者名簿に登録されている設計者・施工者に依頼する必要があります。  
※平成25年に耐震改修促進法の一部が改正され、住宅等についても耐震診断および必要に応じた耐震改修の努力義務の対象となりました。

【申込期間】 (事業予算内で先着順)  
6月1日(金)～7月31日(火)

【申込方法】 事業の着工前にお申し込みください。申込み時に必要な設計図・見積書等の書類について説明しますので、必ず事前にご相談ください。

## アスベストの含有分析調査に補助します

☎開発建築指導課(☎65-6543)

市内の既存建築物に施工されている吹き付け建材のアスベスト含有分析調査の費用を補助します。

これはアスベストを含有する民間建築物の把握とその除去を促進し、市民の生活環境の保全を図ることを目的として実施するものです。

【申込期間】 (事業予算内で先着順)  
6月1日(金)～9月28日(金)

詳しくは、担当課までお問い合わせください。